

縦覧期間 4月1日～8月1日

固定資産税の 情報開示について



◎縦覧制度

納税者が、他の土地や家屋と比較して価格が適正であるか確認できるようにするため、地方税法第四百十六条の規定に基づき、縦覧帳簿を縦覧に供します。

来庁される際は、運転免許証等本人を確認できるものを持参してください。

【縦覧期間】

4月1日(金)～8月1日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

【縦覧時間】

午前8時30分～午後5時15分

【縦覧内容】

○家屋

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

○土地

所在、地番、地目、地積、価格

※所有者名や課税標準額については、開示されません。

【縦覧場所】

- ・財務課課税第2係
- ・熊石総合支所地域振興課

【縦覧できる人】

固定資産税(土地・家屋)の納税者または代理人

【その他】

印鑑を持参ください。また、代理人の方は、委任状が必要です。

◎固定資産課税台帳の 閲覧制度

固定資産税の納税者や借地人、借家人は、関係する土地や家屋の課税台帳について閲覧を求めることができます。

希望される方は、印鑑(借地人、借家人の方は、契約書も必要)を持参してください。また、代理人の方は委任状が必要です。

【閲覧手数料】

縦覧期間中は無料ですが、期間外は有料(一物件300円)です。

【証明書の交付】

固定資産課税台帳の閲覧を求めることができる方は、台帳に記載されている事項の証明書を求めることができます。

なお、記載事項証明手数料は、一物件300円です。

【固定資産名寄帳の閲覧】

固定資産の所有者ごとにまとめた名寄帳についても課税台帳の閲覧と同様に、その納税者・所有者は閲覧することができます。

【固定資産評価証明書の交付】

不動産登記用に使われる固定資産評価証明書については、無料で交付しますが、交付申請にあたっては、法務局登記官の印を押した書面が必要です。

【問い合わせ先】

- ・財務課課税第2係
- ・熊石総合支所地域振興課



車両の住所等の変更手続き・ 廃車手続きはお済みですか？

自動車、軽四輪車等の税は、4月1日現在の登録に基づき課税される税金です。所有者の変更や廃車等があった場合は、変更届等を提出し登録を抹消することで、所有者の方の軽自動車税の対象から除外できます。

変更届等の申請がない場合は、登録抹消されずに軽自動車税の対象となり、トラブルの原因となっているケースがあります。

所有者の変更や廃車など、所有車両に変更があった場合は、忘れずに変更等の申請をお願いします。

【登録変更が必要な場合】
住所が変わったとき
(変更登録)
自動車等を売買したとき
(移転登録)
自動車等を使用しなくなったとき(抹消登録) など

【自動車税の対象車両】
乗用車、バス、トラック、牽引車、被牽引車 など
※自動車税の変更登録が問

に合わない場合は、札幌道税事務所自動車税部(☎011-746-1197)に連絡するか、次のホームページから変更手続きが可能です。

・道税ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dac/>

【軽自動車税の対象車両】

軽四輪車、自動二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車 など

【申請先・問い合わせ先】

●各ナンバープレート発行機関

・自動車、自動二輪など
(函館白等のナンバープレート)
函館運輸支局
☎050-5540-2002

・軽四輪、軽二輪(函館黄色、函館白のナンバープレートなど)
軽自動車検査協会
函館事務所
☎050-3816-1764

・その他(八雲町のナンバープレートなど)
財務課課税第1係
☎0137-62-2114